

令和 4 年 3 月 3 1 日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

令和 4 年 3 月 3 1 日以降に申請する訓練科の認定申請について、「求職者支援訓練（e ラーニングコース）の認定基準等について」、「求職者支援訓練（e ラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」、「認定申請様式（e ラーニングコース）」の改正を行いました。主な変更点については、次のとおりとなります。改訂項目一覧については、別紙のとおりです。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

令和 4 年度以降の特例措置の実施について

令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する訓練において適用されている以下①から②の特例措置については、令和 5 年 3 月 31 日までに開始される訓練においても適用されることとなります。

- ① 訓練実施実績の要件
- ② 介護分野等に係る基本奨励金の単価 1 万円上乘せ措置

キャリアコンサルティング担当者の要件変更について

職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カードアドバイザーのほかキャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）についてもキャリアコンサルティングを行う者として認められることとなりました。

ISO29990 廃止による後継規格の取扱いについて

職業訓練サービスガイドライン研修を受講していない場合に同程度以上の民間教育訓練機関の質保証・向上の取組として要件化されていた ISO の取得については、ISO29990 の廃止に伴い ISO29993 及び ISO21001 を取得していることが要件となりました。また、加点要素からも除外されます。

令和4年7月以降に開催する訓練者からの申請の質実事項(オンラインコース) 改訂項目一覧

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙2)		目次 上	留意事項の適用時期について 訓練実施実績の要件(※時限措置の延長)	今後の改正に伴い、以下のとおり時限措置の継続が決定しました。 (目) 求職者支援訓練の認定を受けようとする申請者は、訓練を開始しようとする日から遡って3年間に遡って申請する訓練料と同等程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績を有する必要がある。過去に適切に求職者支援訓練を実施したことがある場合に限る。訓練を開始しようとする日から遡って3年より前の期間を実績とすることはありません。※令和4年3月31日までの間に開講する訓練料を申請する場合同様に係る時限措置です。) (新) 求職者支援訓練の認定を受けようとする申請者は、訓練を開始しようとする日から遡って3年間に遡って申請する訓練料と同等程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績を有する必要がある。過去に適切に求職者支援訓練を実施したことがある場合に限る。訓練を開始しようとする日から遡って3年より前の期間を実績とすることはありません。※令和5年3月31日までの間に開講する訓練料を申請する場合同様に係る時限措置です。)
3	①留意事項(本文)		① 第6 2. (5)⑨	介護分野等に係る基本奨励金の単価1万円上乗せ措置(※時限措置の延長)	今後の改正に伴い、以下のとおり時限措置の継続が決定しました。 (目) 令和4年3月31日までの間に訓練を開始した介護・医療・福祉分野の介護職員初任者研修、実務者研修、実務者研修、生活援助従事者研修及び居宅介護初任者研修のいずれかの資格取得に伴う訓練(基礎コース、実践コース、実践コースのいずれも可)を対象として、一定の条件を満たす場合に、認定職業訓練実施基本奨励金の上乗せを行う特例措置が取られました。特例措置を希望する場合は、職務昇進等実施計画書(A-51)を添付してください。 (新) 令和5年3月31日までの間に訓練を開始した介護・医療・福祉分野の介護職員初任者研修、実務者研修、実務者研修、生活援助従事者研修及び居宅介護初任者研修のいずれかの資格取得に伴う訓練(基礎コース、実践コース、実践コースのいずれも可)を対象として、一定の条件を満たす場合に、認定職業訓練実施基本奨励金の上乗せを行う特例措置が取られました。特例措置を希望する場合は、職務昇進等実施計画書(A-51)を添付してください。 なお、奨励金に関する取扱いはお問い合わせください。
4	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙12) ③留意事項(別紙13)		① 第6 2. (5)⑩	IT分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について	令和5年12月31日から令和7年9月31日までの間に訓練を開始したIT分野の訓練コースのうち、奨励金上乗せの要件に該当する訓練を対象として、認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置が取られました。
5	①留意事項(本文) ②認定申請様式		①第6 2. (3)② ①第6 2. (20)② ②認定様式第3号	ISO29990廃止による後継規格の取扱いについて	職業訓練サービスガイドライン研修を要請していない場合に同程度以上の民間教育訓練機関の質保証(向上)の取組として要件化されているVdISOの取得については、ISO29990の廃止に伴いVISO29983及びVISO2100)を取得していることが要件となりました。
6	①留意事項(別紙5)			教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について	「4. その他訓練環境」の留意事項について、以下のとおり変更しました。 (目) (1)訓練期間中に通所訓練を一切設定しない場合、当該項目を考慮する必要はないこと。 (2)トイレは、教室や実習室のある建物内にあり、男女別であること(男性用と女性用のトイレの入口が別々にあり、それぞれのトイレの利用者が男性又は女性に限定されているものであること。)が必要。 (新) (1)訓練期間中に通所訓練を一切設定しない場合、当該項目を考慮する必要はないこと。 (2)トイレは、教室や実習室のある建物内にあり、男女別であること(男性用と女性用のトイレの入口が別々にあり、それぞれのトイレの利用者が男性又は女性に限定されているものであること。)が必要。
7	①留意事項(本文) ②認定申請様式		①第6 2. (10)④、⑤ ①第6 2. (11)③、ロ ②認定様式第9号	キャリアコンサルティング担当者要件について	今後の改正に伴い、以下のとおりキャリアコンサルティング担当者の要件が変更となりました。 (目) キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援をすることができる期間法第30条の33に規定するキャリアコンサルティング又はジョブ・カード作成アドバイザー(※)である必要がある。 (新) キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援をすることができる期間法第30条の33に規定するキャリアコンサルティング又はジョブ・カード作成アドバイザー(※)又はキャリアコンサルティング技能士(職又は技能)である必要があります。
9	全般			【修正】詳細な本文の追記・修正。	